

WINGS履修生の経済的支援の重複受給のガイドライン

前提：WINGSによる支援の可否は、収入が発生した時から将来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行わないことを原則とし、
総合的に判断する。

○：重複受給ができる
△：条件付きで重複受給ができる
×：重複受給ができない

制 度 等				WINGSによる支援		備 考
	連番	名称	形態	奨励金 (給付型)	卓越RA (対価型)	
外国人留学生	1	母国の奨学金	原資による	×		WINGSとして認めていない。
	2	日本政府（文部科学省）奨学金（研究留学生）	給付	×		WINGSとして認めていない。
	3	留学生受入れ促進プログラム （文部科学省外国人留学生学習奨励費）	給付			WISEにおいて認められていない。
	4	東京大学フェローシップ	給付			WINGSとして認めていない。
	5	東大外国人留学生支援基金	給付			WINGSとして認めていない。/東京大学外国人留学生支援基金奨学金支給要項でも認めていない。
	6	日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）	給付			WISEにおいて認められていない。
	7	トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム	給付			WISEにおいて認められていない。
	8	日本学術振興会 特別研究員	給付			WINGSとして認めていない。/DC規定でも認めていない。
	9	日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	○		WISEについては、奨励金（給付型）の場合に重複受給を認めていない。
	10	アルバイト等	対価	△		原則不可。欄外※1で列記したものについては例外的に受給可能。
	11	インターンシップ	対価	△		原則不可。教育研究活動の一環として行うインターンシップは受給可能。
	12	民間奨学金	原資による	○		奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認が必要。
	13	授業料免除	－	○		

- ※1 アルバイト等のうち以下に該当するものについては例外的に受給可能。
- ①事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合のRA（部局財源で行う卓越RA含む）
 - ②診療従事者が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診療を行う医員等
 - ③大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）における非常勤講師
 - ④学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務（単発なものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可）
 - ⑤スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等のTA
 - ⑥研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬
 - ⑦学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの（認める場合は理由書を作成し説明できるようにしておくこと）

制度等欄に記載のない制度の取り扱い等、不明な点がある場合は本部学務課教育改革推進チームに問い合わせること。